

## 船舶事故調査報告書

令和5年8月2日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年5月2日 14時40分ごろ
発生場所	高知県大月町 柏島 <sup>かしわ</sup> 南東方沖 柏島灯台から真方位143° 1,620m付近 （概位 北緯32°45.3′ 東経132°37.9′）
事故の概要	漁船 <sup>たかつる</sup> 鷹鶴丸は、北北西進中、また、プレジャーボート <sup>だいふく</sup> 大福丸は、船首を西南西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 鷹鶴丸は、船首部外板に擦過傷を生じ、また、大福丸は、左舷船首部に亀裂を伴う破口を生じた。
事故調査の経過	令和4年5月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 鷹鶴丸、9.7トン KO2-7102（漁船登録番号）、個人所有 14.15m (Lr) × 3.50m × 1.15m、FRP ディーゼル機関、540kW、平成28年12月11日 第290-64773号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 大福丸、1.1トン KO3-27018（漁船登録番号）、個人所有 6.58m (Lr) × 2.09m × 0.67m、FRP ガソリン機関（船外機）、22.1kW、昭和59年10月2日 第282-20765号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 34歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年3月17日 免許証交付日 令和2年9月4日 （令和8年3月16日まで有効） B 船長B 24歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 令和2年9月23日 免許証交付日 令和2年9月23日 （令和7年9月22日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部に亀裂を伴う破口（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、さんご漁の目的で、令和4年5月2日03時30分ごろ高知県宿毛市田ノ浦漁港を出航し、13時20分ごろ操業を終えて柏島南東方沖の漁場から帰航を始めた。</p> <p>船長Aは、操舵室左舷側にある操縦席に腰を下ろした姿勢で舵輪を持ち、船首方を見ながら手動操舵で操船に当たり、約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で田ノ浦漁港に向けて柏島を船首目標として北北西進していた。</p> <p>船長Aは、時々上体を前に起こして船首方を見て航行していたところ、14時40分ごろ衝撃を受け、船尾方にB船を認めて、A船とB船とが衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、A船をB船に接近させて、B船の乗船者に負傷者がいないこと及び両船の損傷状況を確認後、B船に併走して大月町柏島漁港に向け発進したが、B船の船首部が沈み始めたので、B船の乗船者をA船に移乗させてB船をえい航し、同漁港に入港後、所属する漁業協同組合を通じて118番通報した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人3人（以下「同乗者」という。）を乗せ、06時00分ごろ柏島漁港を出航し、柏島南方の大月町幸島と同町オジメ鼻との間との海域（以下「本件海域」という。）で、船外機を停止して船首を西南西方に向け、漂泊しながら釣りをを行い、南方に流されると北方に潮上りを繰り返していた。</p> <p>船長Bは、漂泊中、右舷船尾側に座って右舷正横を向いて釣りを続け、14時40分ごろ、仕掛けを上げた時に左後方を振り返った際、B船の左舷方から接近するA船を認めたがどうすることもできず、B船の左舷船首部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、同乗者の負傷状況及びB船の損傷状況を確認後、A船と併走して柏島漁港に向けて発進したが、船首が沈み始めたので、A船に移乗して同漁港に帰航した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照）</p>
その他の事項	<p>A船は、約15knの速力で航行中、船長Aが操縦席に深く腰を下ろした状態で、正船首右舷約15°から左舷約20°までの範囲に死角を生じており、船首方を確認する時は、身体を前に起こし、視線を高くして死角を解消していた。</p> <p>船長Aは、帰航中、時々操縦席で身体を起こして船首方を確認していて、衝突の1分ほど前にも船首方を見たが、他船は見えなかったの</p>

	<p>で、身体の起こし方が十分ではなく、和船型で乾舷の低いB船に気付かなかつたのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、ふだん本件海域で漂泊して釣りをしている船舶を見掛けたことがなく、また、帰航中、船首方に他船は見えなかつたので、船首方の見張りを行う際の注意力が低下し、操縦席に深く腰を下ろして船首方に死角が生じる体勢で操船を続けていたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本事故発生場所付近で釣りを行った経験があり、これまで航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれていたので、本事故当ても他船が避けて航行してくれると思い、また、釣り糸の流される方に意識が向いていて、A船の接近に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> <p>B船の同乗者は、1人が船首部で昼寝をしていて、2人が右舷中央部で下を向いて釣った魚の下処理をしていたので、A船が左舷方から接近していることに気付かなかつた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、柏島南東方沖において北北西進中、船長Aが、船首方に航行の支障となる船舶がいないと思い、操縦席に深く腰を下ろして船首方に死角が生じる体勢で航行を続け、身体の起こし方が足りない状態で船首方を確認したことから、漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、ふだん本件海域で漂泊して釣りをしている船舶を見掛けたことがなく、また、帰航中、船首方に航行の支障となる他船は見えなかつたことから、船首方の見張りを行う際の注意力が低下した状態で、船首方に死角が生じる操縦席に深く腰を下ろした姿勢で操船していたものと考えられる。</p> <p>B船は、柏島南東方沖において船首を西南西方に向けて釣りをしながら漂泊中、船長Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けて航行してくれると思い、釣り糸の流される方に意識が向いた状態で漂泊を続けたことから、接近するA船に気くのが遅れ、A船と衝突したものと推定される。</p> <p>船長Bは、本事故発生場所付近で釣りを行った経験があり、これまで航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれていたことから、本事故当ても他船が避けて航行してくれると思っていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、柏島南東方沖において、A船が北北西進中、B船が船首を西南西方に向けて釣りをしながら漂泊中、船長Aが、操縦席に深く腰を下ろして船首方に死角が生じる体勢で航行を続け、身体の起こし方が足りない状態で船首方を確認し、また、船長Bが、釣り糸の流</p>

	<p>される方に意識が向いた状態で漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、操縦席に腰を掛けた状態で船首方に死角が生じる時は、乾舷の低い小型船舶の視認が困難であることに留意し、身体を十分に起こして、又は船首を振るなどして、死角を補う見張りをを行うこと。</li> <li>・ 船長は、漂泊中、特定のことにのみ意識を向けず、周囲に目を配り、自船に向かってくる船舶を早期に確認し、必要に応じて機関を使って移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

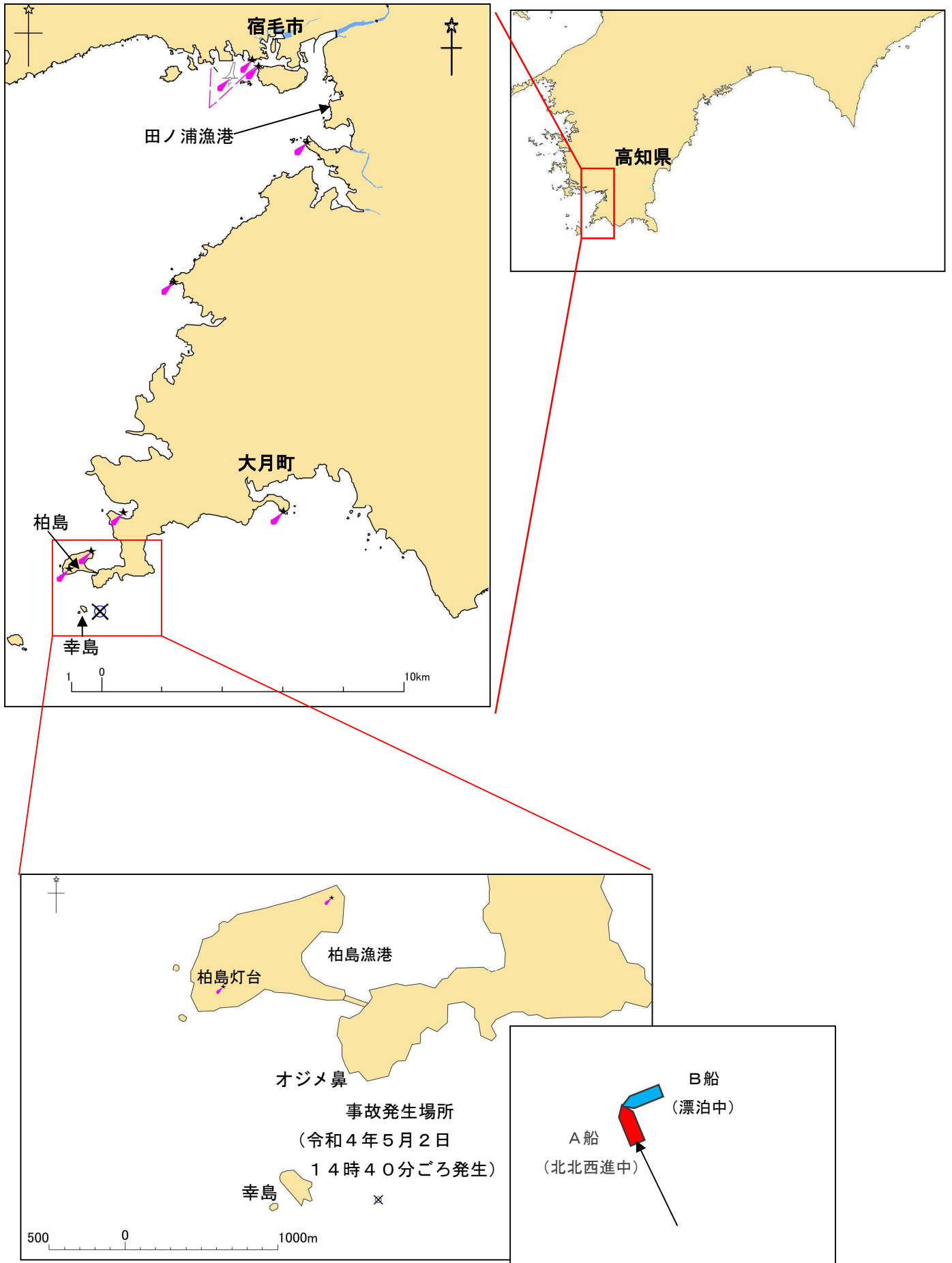


写真1 A船



写真2 B船

